

防災とボランティア週間 防災とボランティアの日

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」を踏まえて設けられました。

「防災」や「災害ボランティア」について考えてみませんか。

「防災とボランティア週間」

毎年1月15日から21日まで

「防災とボランティアの日」

毎年1月17日

税理士による無料税務相談所の開設

申込 高山税務署
問合せ ☎32-1020

対象者 前年分の所得金額(注)が300万円以下の方で、消費税の課税事業者である場合は平成19年度分の課税売上高が3,000万円以下の方

開設時期 2月16日(火)～18日(木)

受付時間 午前9時30分～正午
午後1時～4時

場 所 市民文化会館(昭和町1)

(注)青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の所得金額

源泉徴収義務者のみなさんへ

～市・県民税の特別徴収(給与天引き)のお願い～

給与所得者の市・県民税は、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じく、「特別徴収(給与支払者が給与天引きする)」の方法によって徴収するものと定められています。

源泉徴収義務者で、市・県民税の特別徴収(給与天引き)を行っていない事業所は、この趣旨をご理解いただき、特別徴収(給与天引き)への変更をお願いします。

問合せ 税務課 ☎電話35-3136

軽自動車、オートバイ等をお持ちの方へ

問合せ 税務課、各支所地域振興課
☎35-3136

軽自動車(オートバイ・農耕用などを含む)の税金は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃棄したり、他人に譲ったときには、早めに手続きをしましょう。

【登録内容変更の手続き先】

◇125cc以下の原付・小型特殊自動車(農耕作業用含む)等⇒税務課または支所地域振興課

◇125ccを超えるオートバイ⇒飛騨自動車検査登録事務所(☎050-5540-2054)

◇軽自動車(四輪等)⇒高山自家用自動車組合(☎32-0897)または軽自動車検査協会岐阜事務所(☎058-279-1134)

○軽自動車税の減免について

身体障害者手帳などをお持ちの方で、基準に該当する方には軽自動車税の減免制度があります。希望される方はお問い合わせください。

なお、現在減免を受けている方には申請書類をお送りしますので、2月1日(月)までにご返送ください。

高山税務署からのお知らせ

確定申告の会場にご注意ください

高山税務署の平成21年分所得税(譲渡所得を含む)、個人事業者の消費税、贈与税の申告会場は **飛騨・世界生活文化センター** です(開設期間中、高山税務署には申告会場を設けておりません)。

開設期間：平成22年2月16日(火)～3月15日(月) ※土日は除く

開設時間：午前9時～午後5時

申告会場では、パソコンを利用してご自分で確定申告書を作成していただけます。パソコンを初めてお使いになる方にも安心してご利用できるサポート体制を整えています。 ※提出のみの方は、高山税務署でも受け付けています。

◎平成21年分所得税などの申告および納付期限

次の期限までに申告し、ご都合の良い金融機関で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署、確定申告会場(飛騨・世界生活文化センター)、市役所に用意してある納付書を使用してください。

所得税・贈与税 ⇒ 3月15日(月)まで

消費税 ⇒ 3月31日(水)まで

◎振替納税をご利用ください

所得税・消費税については、便利で安全・確実な「振替納税」をご利用ください。

◎申請書はご自分で作成してお早めに

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「**確定申告書等作成コーナー**」では、ご自分で確定申告書の作成ができます。

また、所得税・消費税については、国税電子申告・納税システム(e-Tax)でも、確定申告書を作成・提出することができます。

※e-Taxを利用するには、事前に手続きが必要です。

問合せ 高山税務署 個人課税第一部門
☎32-1020